

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
追加議案第 1 号 財産の取得について（追認）	4
陳情第 5 号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件	5
委員長報告	7
閉 会.....	7

1 日 時

令和6年9月11日（水）午前11時43分～午前12時00分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	神 谷 靖					
副委員長	櫻 井 恵 二					
委 員	榊 真 衣 子	石 塚 政 行	関 由 紀 夫			
	伊 藤 幹 夫	石 井 侑 男				

4 欠席委員

なし

5 説明員（5名）

(1) 総務課（5人）

①総 務 課 長 高橋弘一
②行 政 担 当 吉田佐江子

③人事担当 高橋和寛
④財政担当 矢板 洋
⑤管財担当 高久英治

6 欠席説明員

なし

7 事務局 清水ゆう子 佐藤晶昭

8 付議事件

追加議案第1号 財産の取得について（追認）

陳情第 5号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 （11時43分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、追加議案第1号及び陳情第5号の2件である。

追加議案第1号 財産の取得について（追認）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「追加議案書」の1ページにより説明）

○委員長 これより追加議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 確認するフローを作るということで、民間ではこれ当たり前のことです。物品購入にしたって、企業として見れば、それに対して誰がチェックしたか、これがマルかバツか、これが必要なのかわかって、必ず何十年も前から私どもの小さな会社でもやっています。それを今までやってこなかったことがどうなのかなと思いますけど、ぜひそれは忠実に確実にやっていただきたい。これは質問というよりも要望です。お願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第1号は、原案のとおり可決された。

陳情第5号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

○委員長 次に、陳情第5号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたいと思う。意見はないか。

○石井委員 事務局に他市町の取扱いの状況をわかる範囲で伺う。

○事務局（清水ゆう子） 今タブレットのほうに資料を送らせていただいたのですが、県内の状況ですと、こちら記載のとおりのような状況になっております。ただし、今回、栃木県弁護士会から県内ほかの自治体にも新たに陳情が出ておりまして、その審査については、やはり今回の9月の定例会議でほかの自治体についても審査するような形になっております。恐らくですけど、矢板が一番日程的には早いのかなと。ですので、申し訳ありませんが、このタブレットに表示したのは、2021年当時のものですので、直近の状況についてはほかの自治体についてもまだこれからという状況でございます。

○委員長 それを受けて石井委員どうですか。

○石井委員 まだ、内容の解説ができていないので、できれば今回は継続ということにしたい。

○伊藤委員 3年前に栃木県議会では不採択ということで出されたらしいのですが、私たちが法的な根拠を知らない中でそれを議会で論じることとはどうなのかなという気はします。まず、この矢板市議会、矢板市の行政に関わる大きな問題なのかなと思ったら、そうではないので。確かに人権に対して非常に大きなことですよね。

ですから私は内容を読ませていただいたのですけども、過去に袴田事件とかいろいろありますが、でもこれはどうなのでしょう。自治体としてそれを提出するような案件ではないのではないのかと思いますので、不採択でいいのかなと思います。私たちは法の番人ではありませんから、関わること自体が非常に司法に対しても立法府に対しても、踏み入る部分ではないのかなという気はします。

○関委員 この内容を把握しきれいていませんので、できれば継続審査でお願いしたいと思います。

○石塚委員 再審法の改正のことなのでしょうけど、伊藤委員からもお話があったように、実際我々は法で罰するような人間ではないので、ちょっと判断しにくいです。ただ、今継続審議と不採択という意見ありましたけども今この場で決めることではないのかなとは思いますが、現在の状況では立場的なことからいっても不採択なのかなという感じはします。

○榊委員 私は採択かなと個人的には思っていて。再審法がなかなか改正されないの困っていらっしゃるということで、ルールが決まっていないこととか、再審を請求しても不服申し立てで戻されてしまうとかそういうことなので、法律が正しいかどうかというよりも改正に向けた流れということで採択してもいいのかなと思います。

○副委員長（櫻井恵二） 私のなかではなかなか難しい。困っている人がいるのは分かっている。そして、それをどうにかしてあげたいっていうのも分かります。ただ我々の仕事かっていうと、それもなかなか難しい問題であると思うのです。だから、もう1回継続審議でもいいのではないかなというふうに思います。

○委員長 今のところ各委員の意見をお聞きしますと、不採択が2名、継続が3名、採択が1名というところで分かれております。難しいですね、人権に関するところとかありまして。継続となりますと次回委員会を開いて討議をして方向づけをしていくということで、委員会の皆様よろしいですか、そういう形で。ではこの委員会、

今の時点では継続審議ということで、引き続きこの委員会で検討していくということで、この陳情については決定していくことにしたいと思いますので、引き続き委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(1 2 時 0 0 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長